

## 国民生活審議会第4回消費者政策部会 議事要旨

1. 日 時 平成18年7月12日(水) 10:00~12:00

2. 場 所 中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

### 3. 出席者

(委員) 松本部長、山本第1WG 座長、大河内委員、大村(多)委員、品川委員、芝原委員、  
岳野委員、津武委員、長田委員、糠谷委員、野村委員、早川委員、原委員、三木委  
員、山口委員、渡邊委員

(事務局) 田口局長、堀田審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、  
鈴木消費者団体訴訟制度検討室長、藤崎国際室長、高根沢消費者情報室長、山崎補  
佐ほか

(説明者) 小川国土交通省住宅局建築指導課長

### 4. 概要

#### (1) エレベータ事故への対応状況について

国土交通省から、エレベータ事故についての資料に基づき説明が行われた。その  
後委員から以下の意見が出された。

日本のエレベータ業界は寡占産業なので、シンドラ社の新規参入を歓迎していた  
が、このような事故が発生して残念である。とはいえエレベータの安全性の確保は重  
要であり、そのためリコール制度を導入すべきではないか。

メンテナンス業者に対する実態調査を行うことや業者に問題があれば業務内容の改  
善ができるようにすることを検討していただきたい。

発注者やマンション管理会社が安全性に必要なコストをかけるという意識が欠けて  
いるのではないか。リコール制度も一つの考えだが、誰に責任を取らせるかより、日  
常隠れているトラブルが表に出るような仕組み作りも必要ではないか。

官公庁入札では、安かろう悪かろうというものが落札することが多い。最低限の安  
全性が確保されるために、価格だけでなく技術・品質を考慮して発注すべきである。  
行政は最低限の安全性を確信するような入札制度をとるべき。

小さな事故情報をしっかり収集し、その情報を活用して大きな事故にならないよう  
にするべきである。事故情報収集の方法と活用の仕方を議論してもらいたい。

## (2)消費者基本計画の検証・評価・監視について

### ・第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループからの報告

第1ワーキンググループについては御船第1WG 座長欠席のため松本部長から資料2に基づいて、第2ワーキンググループについては山本第2WG 座長から資料3に基づいて審議結果の報告が行われた。

### ・消費者政策部会とりまとめ(案)について

事務局から、資料4に基づき消費者政策部会とりまとめ案の説明が行われた。後、以下の意見が出された。

PL 法施行後10年経ったがその実効性が上がっているか疑問である。PL 法が施行された後も被害者が欠陥を立証するのは大変である。このためPL法の立証要件の見直しなどについて考えなおしてもらいたい。

医薬類似品や健康食品などの被害が拡大している。インターネットが普及し消費者がこれらの製品を紹介するページに簡単にたどり着けてしまうことも原因の一つである。

今日、本部会で審議対象となった重点施策だけでもかなり広範多岐にわたっているので今後、審議対象となる重点施策の絞り込み方、来年度のワーキンググループでの審議の仕方など、議論することが必要である。

評価について「個々の各施策についての評価に関しては、定性的なものが多く、今後、より具体的な成果(アウトカム)の把握に努める」とすることは同感だが、具体的な成果を把握するためには、次年度までに何をやるのか具体的な課題設定が必要なのではないか。

今年の春、PSE マークの問題が発生したが、これは法の施行前に起きた問題である。本部会の検証・評価・監視も施行前の施策も視野に入れて審議することが必要ではないか。

## (3)消費者政策部会意見取りまとめ

本日の討議を踏まえ、とりまとめを部会長に一任することとされた。

## (4)次年度の検証・評価・監視について

部会長より次年度以降の作業について意見を求めたところ、次のとおり。

他の基本計画(食育推進・環境等)と消費者基本計画をどうリンクさせるか考える必要がある。また検証・評価・監視の作業については、年度の終了後からではなく、何か新しい問題に対応できるように年度の途中でも適宜行う必要があるのではないかと。少し前倒しに行くべきだ。

検証・評価をすることによって何をエンカレッジしようとしているのかということを検討する必要がある。縦割り行政の中で総合的な施策の一貫性を実現させること

が、あるいは抜け落ちているところを他省庁との間で相互に検討してもらおうといったような可能性をエンカレッジしていくということが、内閣府によって検討することによる一つの目的ではないか。

悪徳商法によって金銭被害を被った消費者の救済策について検討していただきたい。今日の検証・評価・監視の審議対象施策が極めて広範多岐にわたって、今の委員だけでは、情報や専門的知識が不足する部分が生じてしまう。施策に応じて、専門家を委員に含めたり、消費者との意見交換会などを行い、より幅広い方々の意見を聞く機会を設けてもらいたい。

各省庁が、定期的に消費者と意見交換をするような仕組みを作っていくことも必要なのではないか。

計画で定められて内容が達成できなかった施策について、今どうして出来なかったのかという理由を今後は明確にしていきたい。

独禁法の見直しについては、内閣府の中に検討委員会が設けられ、そこでも審議されているところだが、消費者政策部会の検証・評価・監視の場でも審議して頂きたい。地方に住んでいる住民にも検証・評価・監視の意見表明ができる仕組みを整えていただきたい。

予算・人事面での事務局の体制の強化が必要。

#### (5)今後の予定

次回以降の日程等に関しては、部会長と相談の上、後日連絡する。

以上